

# 「デジタルアーカイブ戦略2026－2030」の概要

- デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会的実現を目指し、**2026年度以降の5か年の戦略**を策定。

## 基本理念・目指す方向性

- 日本の文化的・学術的コンテンツの発見可能性を高め、それらを活用しやすい基盤を提供することとし、デジタルアーカイブが担う役割を「記録・記憶の継承と再構築」「コミュニティを支える共通基盤」「新たな社会ネットワークの形成」「日本のソフトパワー発信」として位置づけ。

## 基本的施策と各主体の役割

- 以下 4つの施策をデジタルアーカイブの推進に係る基本的施策として位置づけ。
  - ① メタデータ整備・二次利用条件明示等デジタルアーカイブの推進に係る基盤整備
  - ② 国の検索・閲覧・活用プラットフォーム（ジャパンサーチ）の整備・維持管理
  - ③ メタデータの多言語化等による海外発信力強化
  - ④ 専門的知見を有する人材の確保や知識の普及
- デジタルアーカイブ推進にあたって、国・地方公共団体・大学等・民間事業者等それぞれが担うべき役割を明記。

## 各分野／地域におけるデジタルアーカイブ推進体制

- 各分野の中核的な役割を担うアーカイブ推進組織を整理（右図）。この他、メディア芸術分野では、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進。
- 各省庁等における支援メニューを整理し、紹介。

分野	中核的なアーカイブ推進組織	関係省庁
文化財	国立文化財機構	文化庁
美術	国立美術館	文化庁
映画	国立映画アーカイブ	文化庁
放送番組	日本放送協会	総務省
	放送番組センター	総務省
書籍等	国立国会図書館	－
公文書	国立公文書館	内閣府
人文学	人間文化研究機構	文部科学省
自然史・科学技術史	国立科学博物館	文化庁

## 5年間の優先実施事項

- 横断的テーマとして日本の魅力を発信するクールジャパンの観点から、マンガ、アニメ、ゲーム等の「メディア芸術」と、防災・観光等への活用を含め地方創生の観点から「地域資源」も重視。
- 国関係のアーカイブ機関ごとに、5年間の分野別の重点アクションを整理・策定。

## 達成目標

- 2035年までにEuropeana（EUの文化資産プラットフォーム）並みの規模・範囲と利便性とすることを目指し、国関係のアーカイブ機関等及びジャパンサーチの達成目標を設定。

# デジタルアーカイブ戦略2026－2030

- ・ 2025年5月公表
- ・ デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会の実現を目指し、2026年度以降の5か年の戦略を策定
- ・ 「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」のもと、日本全体のデジタルアーカイブの推進について取りまとめたものです。
- ・ 我が国における推進の方向性を打ち出し、2026年～2030年の今後5年間のプライオリティ等を示しています。

# デジタルアーカイブが担っていくべき役割① (P6)

## ◇記録・記憶の継承と再構築◇

デジタルアーカイブは、様々な媒体に記録された過去の作品や資料を広く収集・整理して、それらをデジタルメディアに記録し直すこと等により、全体をデジタル情報として利用可能にするとともに、より多くの記録や、記憶の写しがデジタル空間上に作られることによって、さまざまな記録や人々の営みの記憶の継承や再構築、分析等が容易になるものと期待されます。

継承のみでなく再構築を進めることにより、これまで資料の種別や所蔵機関が異なるために関係性が不明確だった資料同士が容易に関連づけられ、新しい知識の発見につながります。また、入門レベルから専門レベルまで、分野横断的に情報を関連づけて整理することも可能になります。

また、現在進行中の出来事や情報体験をより多角的に記録して未来へ継承することも重要です。今後、記録すべき情報体験は、それ自体がデジタル情報資源と実空間を組み合わせた複合現実(MR)的な形態に変化したり、マルチメディアを使った表現活動になるものと考えられます。

# デジタルアーカイブが担っていくべき役割② (P7)

## ◇コミュニティを支える共通知識基盤◇

コミュニティ（文化）の中で、ひとが学び、考え、議論する時には、前提となる知識体系の存在とそれを支える知識基盤の提供が欠かせないところであり、デジタルアーカイブはそのような知識体系を支える知識基盤としての役割を果たすものです。

また、学びや議論によって得られた発見や思想は、前提となる知識体系に新しくリンクを付け加えたり、知識基盤のコンテンツ群を分析して新たにタグを追加し、これまでになかった切り口や分類を導入することによっても表現されます。その意味で、これらの行為はデジタルアーカイブを対象とする一種の編集操作やキュレーション（コンテンツの収集・選別および再公開）として捉えられます。すなわち、デジタルアーカイブに誰もが使える柔軟なツールを提供することは、人々に発見や思想を伝える新しいコミュニケーションツールを提供することに相当します。

コミュニティが継承する豊かな知識体系や知識基盤と、誰もが使える新しいコミュニケーションツールを活用することにより、学びながら遊び、遊びながら学ぶことが可能になります。あわせて、このような活動は、各コミュニティに保持されている実物・アナログ資料へのアクセスを通じて、一層豊かなものとなります。

長期にわたってデジタルアーカイブを提供し続けることで、これらの活動・体験を通じてコミュニティが生き生きと受け継がれ、その価値観は次世代に受け継がれます。

# デジタルアーカイブが担っていくべき役割③ (P7)

## ◇新たな社会ネットワークの形成◇

国内外のデジタルアーカイブが相互連携することにより、さらに広範な分野・地域をカバーする知識基盤の構築が実現します。異なる分野・地域のひと同士の結び付きや、コミュニティ間のコンテンツ交流が生まれ、新しいアイデアや価値が創造されるとともに、地域の発展にも寄与します。

特に、異なる専門分野の間で緊密な連携が図られたデジタルアーカイブのネットワークを形成することで、データ同士の思いがけないつながりができたり、発見されることにより、離れた分野の専門家コミュニティの間に対話のきっかけが得られて、新たな総合知の創出につながる議論が生まれます。すなわち、デジタルアーカイブ同士の関連付けにより、それを支える専門家コミュニティの間にも新たな社会ネットワークが形成されると期待できます。

さらに、デジタルアーカイブは、生成AIの普及等により、偽・誤情報の流通の課題が世界的に深刻化し、懸念される中、アーカイブが果たすべき役割として、インターネット上で信頼性の高い情報・知識の集積・提供を行う中核的基盤として位置付けることができるとともに、その活動に触れることを通じて広くリテラシーの向上につなげることが期待されます。加えて、世界の多様な文化遺産や記録の保存に貢献するという側面において、国際協力の観点も期待できます。

# デジタルアーカイブが担っていくべき役割④ (P8)

## ◇日本のソフトパワーの発信◇

世界中のファンを増やし、世界を惹きつける日本のソフトパワーを高め、発信していく上において、デジタルアーカイブは、その源泉として大きな役割を果たします。様々な分野において真正なコンテンツを公開することでオーセンティックな「日本」の魅力を世界に向けて発信し、デジタルアーカイブを起点にした、日本各地への誘客につながり地方創生に貢献することや、コンテンツの創造及びコンテンツ産業の振興にもつながることが期待されます。

# 基本的施策（P9）

## ◆デジタルアーカイブの推進に係る基盤整備◆

文化資産・学術資料等に係るメタデータの整備（サムネイルを含む）、コンテンツのデジタル化、デジタルアーカイブの管理・維持、著作権等の権利に関する情報の付与、二次利用条件の明示その他のデジタルアーカイブの推進に係る基盤整備に向けた取組を推進します。

## ◆国による検索・閲覧・活用プラットフォーム・ジャパンサーチの整備・維持管理◆

デジタルアーカイブ推進における多様な主体の連携の確保を図るため、国によるプラットフォームであるジャパンサーチを通じ、デジタル文化資産・学術資料等の横断的な検索及び利活用を促進します。その際、検索性とコンテンツへのアクセシビリティ向上に留意します。

## ◆海外発信◆

我が国のデジタルアーカイブに記録された文化資産・学術資料について、メタデータの多言語化を進めるとともに、海外との交流や研究等に資する発信に向けた取組を推進します。

なお、ジャパンサーチと外国のアーカイブ機関との連携は、ジャパンサーチの連携方針（コレクションポリシー）（<https://jpsearch.go.jp/cooperation#15rxba6xlf3b>）に則り、連携を検討します。

## ◆人材育成・普及啓発◆

デジタルアーカイブに関する専門的知見を有する人材の確保、養成及び資質能力の向上に向けた必要な取組を推進します。また、デジタルアーカイブに関する教育及び学習の振興並びに広報活動を通じたデジタルアーカイブに関する知識の普及に向けた取組を推進します。

# 国・地方公共団体・大学等・民間事業者等の役割（P10）

デジタルアーカイブの拡充・利活用の推進を目的とした関係者間の情報共有・意見交換のため、デジタルアーカイブ関連分野の学識経験者、アーカイブ機関の関係者、法律分野の有識者、民間事業者等の関係者、関係府省庁その他の関係者を構成員とする官民の推進体制として、内閣府知的財産戦略推進事務局のもと、「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」を設置しています（2024年3月）。

本戦略では、これらの推進体制を、デジタルアーカイブ戦略の舵取りを担うものとして位置づけるとともに、文化財、美術、映画、放送番組等の各分野における中核的な役割を担う組織（3-3参照）をけん引役としながら、デジタルアーカイブのプラットフォームであるジャパンサーチ（3-4参照）を基軸として、関係主体間の有機的な連携の下、我が国のデジタルアーカイブを推進します。

## ● 国の役割

国は、基本理念にのっとり、デジタルアーカイブに関する施策を総合的に策定・実施する役割を担います。

## ● 地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタルアーカイブの推進に関し、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定するとともに、教育委員会等の関係部局や図書館、博物館、文書館等の幅広い関係機関において、その施策を実施する役割が期待されます。

# 国・地方公共団体・大学等・民間事業者等の役割（P10）

## ● 大学等の役割

大学及び附属の図書館・博物館等のアーカイブ機関は、その設立趣旨や規模、特色等も踏まえ、学術研究に関するアーカイブも含めた、学術資産その他のデジタルアーカイブを積極的に推進することが期待されます。

デジタルアーカイブに関わる独立行政法人、特殊法人、大学共同利用機関法人、大学その他の機関は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタルアーカイブの推進に関する施策を実施する役割を担うことが期待されます。

## ● 民間事業者等の役割

デジタルアーカイブに関わる民間事業者は、基本理念にのっとり、自ら積極的にデジタルアーカイブを推進することや、国や地方公共団体等が実施するデジタルアーカイブの推進に関する施策に協力するよう努める役割を担うことが期待されます。

また、デジタルアーカイブの対象となるコンテンツ等の権利者の役割も重要です。各権利者自身による参画は、多様なコレクションを可能とし、豊かなデジタルアーカイブの推進を後押しするものです。

# 推進主体 (P12)

デジタルアーカイブは、各分野、各地域のアーカイブ機関が中心的な役割を果たしながら、取組を進めるとともに、多種多様なアーカイブが「ジャパンサーチ」を通じて連携し、日本全体としてデジタルアーカイブの推進を実現しています。

ここで、「アーカイブ機関」とは、メタデータやデジタルコンテンツの整備を行う機関を指します。これらの機関においては、上記の基本理念にのっとり、デジタルアーカイブの推進に係る基盤の整備等（メタデータの整備、サムネイル／プレビューの作成、デジタルコンテンツの拡充、整備したメタデータやサムネイル／プレビューのオープン化、デジタルコンテンツの利用条件表示等）や海外発信、人材育成、活用促進等を推進することが期待されます。

アーカイブ機関としては、博物館・美術館、図書館、文書館といった文化的施設のほか、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体等を含みます。

また、デジタルアーカイブの推進においては、各分野・地域におけるアーカイブを集約し、ジャパンサーチと各アーカイブ機関をつなぐ上で中核的な役割を果たす「ジャパンサーチ連携推進者」の役割が重要です。

ここで、「ジャパンサーチ連携推進者」（いわゆる「つなぎ役」）とは、ジャパンサーチと各分野・地域のアーカイブ機関を連携し、ジャパンサーチへ提供するメタデータや事務手続きを取りまとめる機関のことで、以下の役割を果たすことが期待されます。連携に当たっては、個人が保有する貴重なコレクションも含め、多様な分野において多様なアーカイブが存在している可能性があることにも留意し、それらの機関とジャパンサーチとの連携の拡大にも努めます。

# 推進主体 (P12)

なお、ジャパンサーチ連携推進者としては、各分野／地域のアーカイブ機関自体がその役割を果たす場合のほか、アーカイブ機関でない場合であっても、データベースを整備・運用し、ジャパンサーチと連携する主体を含みます。

◎分野／地域のアーカイブとジャパンサーチとの連携

◎分野／地域におけるメタデータ等の整備推進、標準化（用語の統制を含む）

◎分野／地域におけるデジタルコンテンツ等のオープン化の推進・二次利用条件の整備、活用促進（技術・法務上の業務支援を含む）

○分野／地域の独自性を反映したポータルを整備・提供

○分野／地域におけるアーカイブ機関の人材育成支援、先進事例の発掘・共有

○コンテンツの長期保存や永続的アクセス保証への協力

（◎は、特に期待される役割）

上記のほか、デジタルアーカイブの推進においては、各分野・地域コミュニティにおける活用を進めていくことも必要であり、そのような活用者を支援し、活用者を増やしていく取組を行う個人・団体・機関を、本戦略では、「デジタルアーカイブ利活用推進者」（いわゆる「拡げ役」）と呼びます。ジャパンサーチ連携推進者には、こうした役割も期待されます。

# 各分野の中核的な役割を担う組織（P13）

文化資産・学術資料等の各分野におけるデジタルアーカイブについては、以下の分野ごとに、それぞれ下図のアーカイブ機関等を、当該分野におけるデジタルアーカイブを牽引する中核的な役割を担う存在として位置付けます。

分野	中核的なアーカイブ推進組織	関係省庁
文化財	国立文化財機構	文化庁
美術	国立美術館	文化庁
映画	国立映画アーカイブ	文化庁
放送番組	日本放送協会	総務省
	放送番組センター	総務省
書籍等	国立国会図書館	—
公文書	国立公文書館	内閣府
人文学	人間文化研究機構	文部科学省
自然史・科学技術史	国立科学博物館	文化庁

# 各地域の中核的な役割を担う組織（P14）

記録・記憶の継承と再構築、コミュニティを支える共通知識基盤の整備、及び新たな社会ネットワークの形成の実現において、地域資源のデジタルアーカイブは欠かせません。観光や防災等への活用も含め、地方創生の観点からも、地域のデジタルアーカイブは重要です。

地域において必要な情報は地域主体で判断することが望ましく、それぞれの地域において将来に残したいと思う情報は、地域により異なり得るところです。デジタルアーカイブに蓄積された地域資源を用いた学習は、地域に対する愛着を育み、地域の活性化にも貢献します。

こうした観点を踏まえ、各地域において、何を対象に、どのようにデジタルアーカイブを進めるべきかについては、地方公共団体が、それぞれのニーズや実情の下に方針を定め、域内の文化財、美術等の地域資源に係る中核的な役割を担う組織として、デジタルアーカイブを推進することが期待されます。

また、それら地域資源がジャパンサーチと連携することにより、日本各地の魅力が国内外に発信され、新たな価値創造にもつながります。このため、ジャパンサーチにおいても、全都道府県域との連携を推進します。

# 政府による支援メニュー（P14）

各分野／地域におけるデジタルアーカイブの取組に活用できる国による支援メニューとして、以下のものがあります（2025年（令和7年）5月時点）。

地方公共団体や各アーカイブ機関等においては、これらの支援メニューを積極的に活用し、デジタルアーカイブを進めることが期待されます。

## 掲載している支援メニューの一例

### 【文化財】【美術】【自然史・科学技術史】

【名称】博物館収蔵品デジタル・アーカイブ推進事業	【担当省庁】文化庁
【対象】博物館(博物館法第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条に基づく指定施設)であって、収蔵資料のデジタル化に「未着手」の施設	
【概要】資料のデジタル化が行われていない博物館に対し、災害等に備えたデジタルバックアップの費用とともに、国民の学習活動や創造活動の促進を支援	
【URL】—	

### 【そのほか(伝統的工芸品)】

【名称】伝統的工芸品支援事業(制度名:伝統的工芸品産業支援補助金)	【担当省庁】経済産業省
【対象】伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定に基づき各種計画の認定を受けた組合、団体及び事業者等	
【概要】本事業には、伝統的工芸品の各品目を製造する事業者の組合が行う、製造に必要な技術・技法を後世に残すための事業(伝統的な技術・技法の記録・保存を目的とした資料作成事業。保存方法は映像・文書・データベース等を想定。)への補助が含まれる	
【URL】 <a href="https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/ko/bo/2025/k250107001.html">https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/ko/bo/2025/k250107001.html</a>	

# ジャパンサーチによる支援（P18）

## <ジャパンサーチによる支援>

### ・ジャパンサーチとの連携拡大の推進

ジャパンサーチは、日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームです。各分野／地域のアーカイブは、ジャパンサーチと連携することにより、国内外に効果的に発信し、教育・防災目的での利用や、観光利用によるインバウンド効果、データに付加価値を付けたビジネス利用、データ共有による研究活動の活性化など、様々な活動に結び付き、新たな経済的価値を創出し、地方創生やイノベーションを推進するものにもなります。

ジャパンサーチについては、2025年1月に、ジャパンサーチのコレクションポリシー（連携方針）が定められました（<https://jpsearch.go.jp/cooperation>）。同コレクションポリシーに従い、ジャパンサーチ連携推進者を通じて、連携を推進することで、各分野／地域のデジタルアーカイブ活動を支えることが期待されます。

### ・相談窓口

2025年1月より、デジタルアーカイブ構築・連携の相談窓口をジャパンサーチに設置しています（<https://jpsearch.go.jp/soudan>）。デジタルアーカイブに取り組む機関を対象に、アーカイブの立ち上げ、準備、構築、運用等の相談対応を進めます。

# 権利処理に係る支援（P18）

## <権利処理に係る支援>

簡素で一元的な権利処理（未管理著作物裁定制度等の活用）

アーカイブ化やデータ等の利活用に資するよう、簡素で一元的な権利処理の方策として、2023年（令和5年）の著作権法改正により未管理著作物裁定制度が創設され、集中管理されておらず、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用が可能となります。また、同制度に資するものとして、2026年（令和8年）春頃の施行に向けて、分野横断権利情報検索システム等の整備が進められています。各アーカイブ機関等においては、デジタルアーカイブ活動において、こうしたシステムや裁定制度を積極的に活用し、デジタルアーカイブの推進に役立てることが期待されます。

あわせて、各分野／地域においては、「ジャパンサーチ連携推進者」が中心となりながら、関係アーカイブ機関等が、権利処理に係る対応についてノウハウを蓄積・共有し、協力して対応するほか、デジタルアーカイブ学会による「肖像権ガイドライン」（<https://hoseido.digitalarchivejapan.org/shozoken/>）等を参照しながら、専門人材の育成・強化につなげていくことも期待されています。

# 5年間の優先事項・推進分野等（P20）

本戦略が定める5年間は、我が国のデジタルアーカイブ推進（保存・活用）の体制・仕組みを整え、ジャパンサーチを基軸としながら、我が国全体でデジタルアーカイブ推進に向けた取組が活性化していく基盤づくりを目指す期間とします。

その基盤づくりに向けて、文化財、美術、映画、放送番組、書籍等といった「文化資産・学術資料等」を重要分野とする他、横断的テーマとして、日本全国の地方も含めた魅力を発信するクールジャパンの観点から、マンガ、アニメ、ゲーム等の「**メディア芸術**」と、防災や観光等への活用も含めた地方創生の観点から、「**地域資源**」を優先分野とします。

例えば、大きな災害に見舞われた地域にとって、被災する前の地域の様子を収めた写真をはじめとした文化資産・学術資料等の地域資源は、防災・レジリエンスの基礎として位置付けられるものです。また地域資源を記録、保存し、発信していく地域アーカイブがあれば、観光資源への活用はもとより、教育への活用の推進や、文化や歴史の継承等にも役立つことが期待されます。

# 5年間の優先事項・コンテンツのデジタル化と利活用の促進（P20）

基本的施策のもと、コンテンツのデジタル化を推進するとともに、データのオープン化の考え方が浸透する状況を目指します。すなわち、オープンな利用条件のメタデータが流通し、デジタルコンテンツが法令等に基づく範囲においてできる限り利用できるとともに、利活用の事例が収集・共有される状況を目指します。その具体化として、各分野の中核的な役割を担う組織（※3-1参照）において、デジタルアーカイブの推進に係る基盤の整備等につき、「構築・共有」と「活用促進」に取り組みます。

「構築・共有」としては、①メタデータの整備（所蔵資料の目録情報の整備・公開等）、②保有コンテンツのデジタル化（2Dデジタル化のほか、必要かつ可能な資料は3D化も）を推進します。あわせて、③デジタル化されたコンテンツ及びボーンデジタルコンテンツの収集・保存・長期利用など、デジタルコンテンツ保存の在り方について、各機関の実情等に応じ、必要な取組を進めます。

なお、メタデータ等の公開においては、国際条約との関係に留意する必要があります。例えば、ユネスコが2021年11月に定めたオープンサイエンスに関する勧告

（[https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026_00003.htm)）では、データ管理や公開において、データ共有の基準となるFAIR（検索可能な、アクセス可能な、相互運用可能な及び再利用可能な）原則と同時に、先住民のデータの主権性や利益について述べたCARE（集団の利益、管理の権限、責任及び倫理）原則に従うよう述べています。

- ・メタデータの整備
- ・保有コンテンツのデジタル化
- ・デジタルコンテンツの保存の在り方

# 5年間の優先事項・コンテンツのデジタル化と利活用の促進（P21）

「活用促進」としては、①ジャパンサーチと連携するメタデータのオープン化（CC0又はCC BY等、オープンデータライセンスに準拠する件数の増加）、②サムネイルの作成、及び③コンテンツの公開のほか、④デジタルコンテンツにおいて生じ得る著作権等の適切な保護の観点から、コンテンツ等の二次利用条件の未整備の解消を進めます。

オープン化の推進においては、各分野のアーカイブの特性や事情等を踏まえ、権利者の意向等も踏まえたコンテンツの二次利用条件の整備を含め、各アーカイブ機関において適切に判断し、必要な対応を進めていくことが期待されます。

あわせて、⑤コンテンツの多言語化とインターネット等による定期的な発信など、海外への情報発信に取り組みます。

- ・メタデータのオープン化
- ・サムネイルの作成
- ・デジタル化資料の公開
- ・コンテンツ等の二次利用条件整備（未整備解消）
- ・海外への情報発信（多言語化含む）

# 5年間の優先事項・コンテンツのデジタル化と利活用の促進（P21）

上記のほか、「人材育成・普及啓発」として、各機関等においてノウハウの共有を進め、デジタルアーカイブに関わるスキルを持った職員の適正配置を目指します。

- ・人材育成・普及啓発

なお、デジタルアーカイブの構築・活用において、知的財産権等の適切な保護を図りつつ、人工知能（AI）を含め、IT等の先端的な技術の活用を進めることは、豊かなデジタルアーカイブの実現において重要な課題です。解析利用など、先端的な技術を応用したデジタルアーカイブの利活用事例について共有を図るとともに、来歴管理や標準化など、データの信頼性に関する関連技術の開発状況や議論の動向とデジタルアーカイブとの連動に留意します。

# 分野別の重点アクション（P21～）

## ・文化財（国立文化財機構）

### <当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

国立文化財機構では、構成機関（東京国立博物館／京都国立博物館／奈良国立博物館／九州国立博物館／皇居三の丸尚蔵館／東京文化財研究所／奈良文化財研究所／アジア太平洋無形文化遺産研究センター／文化財活用センター／文化財防災センター）が一体となり、国立文化財機構所蔵品統合検索システム「ColBase」を通じて、広く社会へ文化財情報をオープンデータとして提供する。商用利用や編集加工が可能なおうえ、その利用申請も不要なたちでの文化財デジタルアーカイブは、文化財と社会の接点増加と幅広い利活用を促し、生活の中における文化財の在り方をより身近なものとする。そして、それら文化財情報は、学校教育における学習資源、商品開発や出版企画の素材など、多様な興味関心をもった人々による活用が期待される。

## 掲載している機関ごとの重点アクションの一例

### <構築・共有>

展示等での活用機会が望まれる所蔵品を中心に撮影（2Dデジタル化）を促進し、広く利活用できるデジタルデータの充実に努める。特に今後5年間を中心に、撮影チームを増強し、ColBaseでの撮影画像登録を加速化する計画である。

### <活用促進>

活用制限の少ないオープンデータとしての利用条件を維持しつつ、わかりやすい文言での利用規約の提示を検討していく。また、多言語（英語、中国語、韓国語）での所蔵品基本情報や解説文等のメタデータが常に最新のものに更新されていくシステム構築に努める。これらの整備によって、国内外を問わず幅広い利活用促進が展開されていく。

### <人材育成・普及啓発>

デジタルアーカイブの充実に向けては、機構内職員へ「作品取り扱い講習」などを通じて所蔵品データベースや画像データベースについて解説するとともに、デジタルアーカイブの意義や役割についての意識啓発を継続しておこなう。また、ブログやSNSを通じてデジタルアーカイブの活用普及に努める。

# ジャパンサーチの重点アクション (P29)

各分野／地域の多様なアーカイブとジャパンサーチとの連携を進め、ジャパンサーチによる発信力を高めることは、我が国全体でデジタルアーカイブを推進していく上での基盤となるものです。デジタルアーカイブの実践では、歴史学×地震学、教育学×情報学など、既に新たな共同研究が生み出されている事例があります。ジャパンサーチを重要な「かすがい」として、異なる分野や地域コミュニティ同士がつながることで、新たな研究領域の創出や新たなビジネス領域の創出につながることも期待されます。

そこで、本戦略では、各アーカイブと「ジャパンサーチとの連携拡大の推進」を主要施策として位置づけ、①連携メタデータ数の拡大、②分野・地域アーカイブとの連携拡大、及び③コンテンツ情報の見える化（連携コンテンツの拡大とメタデータの安定的な更新等）を進めます。

まず、ジャパンサーチで検索可能なメタデータ件数は、2020年8月のジャパンサーチ公開以来、約2,200万件（2020年末）から、約3,100万件（2024年末時点）に増加してきました。地域別で見れば、ジャパンサーチ連携推進者として、2024年12月末時点で21地方自治体・機関と連携し、地方の図書館、美術館・博物館、文書館等の連携機関を通じて、多数の地域コンテンツが登録されています。都道府県域で見れば、2024年12月時点で合計18道府県域との連携があり、今後、全47都道府県域に拡げることを目指します。そのため、地方自治体における優良事例の顕彰等の取組を進めます。

# ジャパンサーチにおける重点アクション (P30)

また、コレクションポリシーに基づき、国・地方自治体関係のアーカイブ機関との連携を広く行うとともに、ジャパンサーチ連携推進者を経由した連携を進め、特定の分野・地域において幅広いコンテンツを有し、専らコンテンツの販売を目的としていないアーカイブとの連携を優先します。

- ・ 連携メタデータ数の拡大
- ・ 分野・地域アーカイブとの連携拡大
- ・ コンテンツ情報の見える化（ジャパンサーチ上での連携コンテンツ情報のweb公開件数の拡大等）

また、④2025年1月に創設した相談窓口による支援や、⑤ジャパンサーチの利活用機能（「マイノート」（ブックマーク機能）や「ギャラリー」（ジャパンサーチ上に連携デジタルコンテンツをテーマごとに解説付きで紹介できる機能）等）の紹介や魅力発信、好事例の共有といった普及啓発を進め、⑥ジャパンサーチ連携推進者や「デジタルアーカイブ利活用推進者」の活動を支援すること等を通じ、ジャパンサーチとジャパンサーチの連携データの利活用を促進します。（→⑦アクセス数の増加）

- ・ 相談窓口の運用
- ・ ジャパンサーチ連携推進者・デジタルアーカイブ利活用推進者への支援策実施
- ・ 意識啓発
- ・ アクセス数の増加

# 達成目標（P31）

2035年までにEuropeana並みの規模・範囲と利便性とすることを目指し、国関係のアーカイブ機関等及びジャパンサーチの達成目標として、第1部において示した「分野別の重点アクション（国関係のアーカイブ機関等）」（4-2及び4-3）及び「ジャパンサーチの重点アクション」（4-4）を踏まえ、以下の各項目を設定します。

## 1. 国関係のアーカイブ機関等（各分野の中核的な役割を担う組織）

- ・メタデータの整備
- ・保有コンテンツの2Dデジタル化・3Dデジタル化
- ・デジタルコンテンツの保存のあり方
- ・メタデータのオープン化
- ・サムネイルの作成
- ・デジタル化資料の閲覧公開
- ・コンテンツ等の二次利用条件整備（未整備解消）
- ・海外への情報発信（多言語化含む）
- ・人材育成・意識啓発

# 達成目標 (P31)

## 2. ジャパンサーチ

第1部において示した「ジャパンサーチの重点アクション」(4-4)を踏まえ、以下の各項目について、達成目標を設定します。

- ・ 連携メタデータ数の拡大
- ・ 分野・地域アーカイブとの連携拡大
- ・ コンテンツ情報の見える化
- ・ 相談窓口の運用
- ・ ジャパンサーチ連携推進者・デジタルアーカイブ利活用推進者への支援策実施
- ・ 意識啓発
- ・ アクセス数の増加

# 達成目標（国関係のアーカイブ機関等）（P33）

項目			2025年(2月現在)	2030年	
構築・共有	1	メタデータ整備	・所蔵資料の目録情報の整備	100.0%	100%の維持 ※1
	2		・所蔵資料の目録情報のweb公開	90.4%	100%の実現 ※2
	3		・権利情報整備 (権利者情報/権利者意思情報等)	権利情報へ到達できるように整備	
	4	保有コンテンツの2Dデジタル化 ※3		約5,532千件	約6,500千件
	5	保有コンテンツの3Dデジタル化 ※4		3Dデジタル化について検討	適切かつ可能な目標を設定
	6	デジタルコンテンツの保存のあり方		高精細の保存データの作成、保存データの分散保存 アクセス保証策やマイグレーションの実施 安定的なアーカイブ保存体制・システムの構築	
利活用促進	7	メタデータのオープン化 (ジャパンサーチ上のメタデータのCCO又はCCBY件数)		100%	100%の維持
	8	サムネイルの作成		約8,199千件	約9,000千件
	9	デジタル化資料の閲覧公開 ※インターネット以外の提供方法 (館内限定での電子媒体・機器による提供等)によるものを含む。		約4,329千件	約5,000千件
	10	コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)		約872千件	約0千件
	11	海外への情報発信(多言語化含む)		メタデータの多言語化に取り組むとともに、多言語化の分野別進捗状況を把握	適切な目標を設定
他	12	人材育成・意識啓発		組織内外の研修やイベント等への参加	デジタルアーカイブの専門資格がより効果的に運用されるために必要な整備を検討

# 達成目標（ジャパンサーチ）（P42）

項目	2025年 2月時点	2030年
連携メタデータ数の拡大	3100万件	5000万件
分野・地域アーカイブとの連携拡大	55機関 (ジャパンサーチ連携推進者)	80機関 (ジャパンサーチ連携推進者)
	地方自治体・機関との連携： 18都道府県域	地方自治体・機関との連携： 47都道府県域
コレクションポリシーの策定	信頼性のあるデータ・機関等との 連携方針の策定 (2025年1月公表済み)	ポリシーの見直しと新たな分野 の検討
相談窓口の創設と運用	簡易な窓口の創設 (2025年1月創設済み)	窓口の充実
ジャパンサーチ連携推進者・デジタル アーカイブ利活用推進者の支援策実施	効率的な支援策の検討	インセンティブも含めた 支援策の安定的な運用
コンテンツ情報の見える化	連携コンテンツの公開件数が 850万件であり、 連携メタデータ数のうち約28% (※インターネット以外の提供方法 (館内限定での電子媒体・機器による提供等)に よるものを含む。)	連携コンテンツの公開件数が、 連携メタデータ数のうち、 約65%になることを目指す (※インターネット以外の提供方法 (館内限定での電子媒体・機器による提供 等)によるものを含む。)
意識啓発	SNSによる情報発信年間100本以上 イベントの開催等による広報強化策 の実施 好事例の拡充・情報共有の促進	デジタルアーカイブの 認知度向上 コミュニティ形成促進
アクセス数の増加	1500万PV(累積※) ※ジャパンサーチ正式版公開日 2020年8月25日からの累積数	3500万PV(累積)

# 「昭和100年」関連施策としての昭和期の文書等のデジタルアーカイブ化

<これまでの経緯と今後の予定>

- **令和8年（2026年）**に、**昭和元年（1926年）**から起算して**満100年**を迎える。
- 令和6年7月 内閣官房に「昭和100年」関連施策推進室を設置  
令和6年12月 関係府省連絡会議を設置  
⇒ 令和7年1月 「**基本的な考え方**」・「**施策の方向性**」をとりまとめ。
- 「基本的な考え方」などを踏まえ、各府省・地方公共団体等において事業内容を検討し、予算要求。
- **令和8年 関連施策を実施**

<施策の方向性（抜粋）>

## ■昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策

様々な分野の歴史的遺産を収集・整理するとともに、次の世代が活用しやすい形で保存・公開するための施策を推進する。

### ⇒ 「昭和100年」を契機として、昭和期の文書等のデジタルアーカイブ化を推進

※具体的な施策については、関係府省連絡会議（第4回）（令和7年9月予定）以降に「昭和100年」ポータルサイトに掲載予定。  
「昭和100年」ポータルサイトURL：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/index.html>

一知的財産推進計画2025（2025年6月3日知的財産戦略本部決定）よりー  
「昭和100年」を契機として、個人や企業が保有する資料の発掘を含め、昭和期の史実に関する文書、写真、映像等の資料の収集・整理、ICTなどの最新技術を活用したアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開を推進する。  
（短期）（内閣官房（「昭和100年」関連施策推進室）、関係府省）

## 【参考】「明治150年」（2018年）関連施策におけるデジタルアーカイブ化の取組の例



統計関連古書のデジタル化（総務省）



外交史料館におけるデジタルアーカイブ  
「国書・親書に見る日本の明治外交」の公開  
（外務省）



明治期教科書等教育資料のデジタルアーカイブ化  
（文部科学省）



農林水産業の発展の歴史に関する資料のデジタル  
アーカイブ化（農林水産省）

# (参考) フランス国立視聴覚研究所の取組

FRAME Advanced Access 2025: the call for applications is open!



## What is FRAME?

Since 2010, INA organises the annual training programme [FRAME](#) in partnership with [FIAT/IFTA](#) (International Federation of Television Archives) and [EBU Academy](#) (European Broadcasting Union). FRAME is co-funded by the Creative Europe - MEDIA programme of the European Union. The FRAME training programme consists in 4 training actions per year:

- フランス国立視聴覚研究所(INA)とは
  - ・視聴覚遺産分野において、視聴覚アーカイブの保存、管理、アクセス、再利用に取り組む機関
- FRAME Advancedとは
  - ・INAまたはヨーロッパのパートナー機関で開催
  - ・5日間のオンサイトトレーニングセッション
  - ・視聴覚遺産セクターの最新かつ革新的な実践
  - ・視聴覚アーカイブの保存と管理の技術等
  - ・すべての専門家が参加可能
- 応募期日
  - ・9月24日まで応募要項からの申し込み可能

応募要項ページ

<https://www.ina.fr/actualites-ina/frame-0>